

Ⅶ. 政府における対策

1. 犯罪対策閣僚会議

少年犯罪や凶悪犯罪が国民の身近なところで多発している現状を踏まえ、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として、平成 15 年 9 月、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」が開催されました。以降、内閣において犯罪対策閣僚会議を随時開催し、「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」、「犯罪の生じにくい社会環境の整備」及び「水際対策を始めとした各種犯罪対策」の 3 つの視点を指針として犯罪情勢に即した各種の施策を講じ、社会全体を犯罪に対して強いものにするための総合的な犯罪対策を推進してきた結果、我が国の治安は、刑法犯認知件数が戦後最悪期の半数以下に減少し、一定の改善が見られるようになりました。

一方、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロ、組織犯罪といった新たな脅威が出現していることや、社会構造が変化していることを踏まえ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控えた 7 年間を視野に、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成し、「世界一安全な国、日本」を実現することを目標として、平成25年12月に「世界一安全な日本」創造戦略」を策定（同日閣議決定）し、その施策の着実な実現を図るため、半年ごとにフォローアップを行っているところです。

令和元事務年度の開催実績としては、令和元年 12 月に、第 32 回犯罪対策閣僚会議が開催され、「再犯防止推進計画加速化プラン」及び「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたテロ対策について」、「特殊詐欺対策について」が議題として取り上げられました。

（参考）主宰及び構成員

主 宰 内閣総理大臣

構 成 員 全閣僚

2. 薬物乱用対策推進会議

平成 9 年 1 月の閣議決定に基づき、内閣に「薬物乱用対策推進本部」を設置し、薬物乱用対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、薬物に対する強力な取締り、国民の理解と協力を求めるための広報啓発等、積極的に施策を推進していたところ、平成20年12月、同本部を犯罪対策閣僚会議の下に、「薬物乱用対策推進会議」として再編されました。

薬物乱用対策推進本部においては、薬物乱用の根絶を図るため、平成10年5月に「薬物乱用防止五か年戦略」、平成15年7月に「薬物乱用防止新五か年戦略」、平成20年8月に「第三次薬物乱用防止五か年戦略」を策定、薬物乱用対策推進会議においては平成22年7月に「薬物乱用防止戦略加速化プラン」を決定し、総合的かつ積極的に施策を推進してきました。これら戦略等の実施により、青少年の覚醒剤事犯や大麻事犯の検挙人員の減少等に一定の成果が見られましたが、合法ハーブ等と称して

販売される薬物が蔓延し、使用者が二次的な犯罪や健康被害を起こした事例や、指定薬物の類似物質の出現や、インターネット等を用いることにより容易に入手可能となっている情勢を踏まえ、平成25年8月に新たに「第四次薬物乱用防止五か年戦略」を決定しました。本戦略は、①啓発強化等による薬物未然防止推進、②乱用者の治療・社会復帰支援等による再乱用防止、③密売組織の壊滅、乱用者の取締り徹底、監視指導等の強化、④水際対策の徹底による薬物の国内流入阻止、⑤薬物密輸阻止に向けた国際的な連携等を目標としています。

平成26年7月開催の薬物乱用対策推進会議においては、危険ドラッグの乱用者による犯罪、重大な交通死亡事故等が深刻な社会問題となったことを踏まえ、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」がとりまとめられました。以降、会議開催に合わせ、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」のフォローアップを実施しています。なお、平成29事務年度、内閣府から厚生労働省に事務局が移管されました。また、平成30年8月開催の薬物乱用対策推進会議において、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」が決定され、令和元年9月には「第五次薬物乱用防止五か年戦略」のフォローアップが実施されました。

(参考) 構成員

議長	厚生労働大臣
副議長	国家公安委員会委員長
	法務大臣
	財務大臣
	文部科学大臣
	国土交通大臣
構成員	内閣府特命担当大臣（青少年育成）
	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
	総務大臣
	外務大臣
	経済産業大臣

3. 銃器対策推進会議

平成7年9月19日の閣議決定に基づき、内閣に「銃器対策推進本部」を設置し、銃器対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、積極的に施策を推進してきたところ、平成20年、同本部は「銃器対策推進会議」として犯罪対策閣僚会議の下に再編されました。

平成7年12月、政府における銃器対策の基本方針を明らかにした「銃器対策推進要綱」を策定し、関係省庁が連携して諸施策に取り組むとともに、毎年度、推進計画を策定し、計画に基づく推進状況のフォローアップを行っていました。

令和元年度からは、銃器対策推進要綱に掲げられた実施施策を中長期的視点から具体化し、戦略的に実施していくため、「銃器対策推進5か年計画」を策定することとし、今後、関係府省庁は、総合的かつ積極的な対策を講じ、銃器犯罪と違法銃器の根絶を図っていくこととなっています。

(参考) 構成員

議長	国家公安委員会委員長
構成員	内閣官房内閣審議官(副長官補付)
	内閣広報官
	警察庁生活安全局長
	警察庁刑事局長
	警察庁刑事局組織犯罪対策部長
	総務省大臣官房総括審議官
	法務省刑事局長
	出入国在留管理庁次長
	外務省総合外交政策局長
	外務省軍縮不拡散・科学部長
	財務省関税局長
	水産庁次長
	経済産業省貿易経済協力局長
	国土交通省総合政策局長
	海上保安庁次長
	環境省自然環境局長